

日中戦争と社会大衆党：一九三〇年代における「運動」と「統合」（二）

有馬, 学
九州大学文学部

<https://doi.org/10.15017/1955682>

出版情報：史淵. 129, pp.65-85, 1992-03-25. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：

日中戦争と社会大衆党

——一九三〇年代における「運動」と「統合」(二)——

有 馬 学

はじめに

よく知られているように、社会大衆党は昭和一三年六月二二日の代議士会において、次のような声明を発表している。

今こそ我国は国内に於ける総ゆる対立、派閥、相剋を廃絶して、直に全国民の強力なる挙国一致を達成せねばならない。我等は、この挙国一致のために全国民の組織化を目標とする真の大革新政党的出現を待望し、これが為め己を空ふして努力せんとす。¹⁾

よく読むと、これは相当に不思議な文章である。ここで社会大衆党の戦略目標は言うまでもなく「真の大革新政党的」の創出であるが、それは「出現」が「待望」されるものであり、社大党はそのために「己を空ふして努力」とい

うのである。一つの政治党派が権力の中核への参入を果たすべき戦略目標の表現に「待望」と言い「己を空ふ」すると言うのは、かなりな程度に異様であり、自己解体的であるとも言える。しかし、このように自己解体的であることの中に、近衛新党運動↓新体制運動期の政治過程の特徴が現れているはずである。小稿は、右のような新党「待望」に行き着いたこの時期の社大党の動向の意味を再検討しようとするものである。

それは言い替えると、日中戦争を契機とする社大党の「方向転換」の内実を検討し、そこから近衛新党運動期の位置を測定することと等しい。こうした作業は、実のところあまり厳密になされているとは言いがたい。と言うより、この時期の社大党の「転向」など、満州事変いらい進行してきた、止まることを知らぬ右翼化の仕上げに過ぎないといった通念に妨げられて、まともな検討の対象にもならないというのが実態だろう。だが、後に見るように、日中戦争を契機とする社大党の動向は、決して満州事変後の転換の単なる延長線上にあるものではない。

ふつう、日中戦争を契機とする社大党の「転向」は、昭和一二年の党大会における綱領改正に示されると考えられる。しかしここでは綱領の字句に示されるものよりも、次の諸点に注目したい。すなわち、第一に、社大党は日中全面戦争の勃発を契機に、初めて公然と「挙国一致」への参加を表明し、「与党」としての自己規定を行った。第二に、対外政策の明確な変更を行った。第三に、イデオロギーとしての政策を体系化した。以上の論点を明らかにし、その上に立って、この時期の政治理念としての「革新」の特徴を明らかにし、新たな分析枠組みを作りあげる一助とするのが、小稿の課題である。そのため、以下の叙述はプロセスを継時的に分析するのではなく、史料の検討から得られたいくつかの論点を提示する形でなされる。

一、挙国一致への参加

社大党は第一次近衛内閣に対して、明らかに従来の歴代「挙国一致」内閣に対するのとは異なった態度をとった。それまで社大党が歴代「挙国一致」内閣に対して公式に表明した態度は、たとえば「岡田内閣は第二次薩派海軍内閣として實質に於いて齋藤内閣の延長であり〔中略〕既成政党の一般的基礎の上になつ、軍閥・官僚及び財閥党、一系の旧支配群の協力工作」である⁽²⁾としたり、また「広田内閣は、旧態依然たる現状維持的勢力の共同戦線体であり、余りにも明白なる偽装挙国一致内閣である」⁽³⁾とするようなものであつた。したがつて、そこでの社大党は常に「我党は唯一の在野党」であるという形で、自己の「革新」性を誇示しようとしていた。

もちろん以上のような表現はあくまでも党としての公式の声明に現れたものであり、額面通りに受け取ることとはできない。じつさい、たとえば岡田内閣期において少なくとも選挙粛清運動については社大党はその明白な支持者であつたし、政府と既成政党との関係いかんによつては、実質与党化する可能性は常にあつたとも言える。しかし第一次近衛内閣以前にそれを公然と表明することはなかつた。政府との関係が比較的良好であつたと思われる岡田内閣期の場合でも、その親密さは、麻生久への内閣調査局専門委員就任の交渉に際して「党としても本人としても断わる」⁽⁴⁾といつた程度のものであつたのである。

近衛内閣に対しても、その成立当初は、「我等は五・一五事件以来のブルジョア超然内閣と本質的に何等変つたものとは見ない」⁽⁵⁾、「近衛内閣は所詮現状維持勢力の傀儡である」⁽⁶⁾との規定の下に、依然として自らを「唯一の野党」、「唯一の革新勢力」とする位置づけを変えていながつた。したがつて、党としての公式の表現の中でこうした態度を明白に変化させるのは、明らかに蘆溝橋事件以後である。

蘆溝事件勃発後の社大党の態度表明はいちはやいものがあり、すでに七月九日の政府の政党各派招待会席上におい

て委員長安部磯雄が「挙国一致に積極的に参加す可きことを声明」している。⁽⁷⁾ 社大党はその後も国民精神総動員運動に中央連盟や各県レベルで代表を派遣するなど、⁽⁸⁾ かなり迅速に「挙国一致」への参加態勢を固めている。このように積極的な社大党の近衛内閣への与党化を見る上で興味深いのは、次のような発言である。

我社会大衆党が、今日、近衛内閣の与党的立場に立つ所以は、一近衛内閣の与党たるに非ずして、時代の与党となり来つたに外ならぬ、革新国家の与党になり来つたに外ならぬ。⁽⁹⁾

「時代の与党」という表現は、おそらく昭和一三年に入つてから頻繁に用いられるようになった。⁽¹⁰⁾ このように、従来の、「挙国一致」批判⁽¹⁾「唯一の野党」という形での自己規定からの明瞭な転換が、「時代の与党」と表現されたことの意味は、検討に価するだろう。「時代の与党」の意味を明確化することは、「己を空ふする」自己解体的な新党待望論の分析につながるものである。ここではまず、そうした転換をもたらした日中戦争の衝撃について、対外政策の転換と政策のイデオロギー化の二つの面から検討する。

二、対外政策の転換

昭和一二年一月一日に開催された第六回党大会において、社大党は明瞭に外交政策の転換を表明した。それは一言で言うなら、それまでの欧米協調を基調とした政策から、アジアにおける英米帝国主義の打倒を明示する路線への転換であった。

それはたとえば次のように表現されている。

今時支那事変は、実に、この植民地化、共産化勢力の傀儡たる抗日、毎日勢力を打倒し、支那を安定化し明朗化し、而して日本民族を防衛せんとするものである。即ち支那の植民地化、共産化を絶滅することによって、支那

に東洋固有の歴史と民族性に基く自主的民族国家を建設せしめ、日満支三国を枢軸とする極東新平和機構を建設し、人類文化の発展に貢献せんとする日本民族の聖戦である。¹¹⁾

ここで述べられた「極東新平和機構」は、「欧米資本主義の打倒」、「アジア民族文化の自主的発達」等を内容に掲げている。これはやはり明かな転換なのである。満州事変以後の社大党の外交方針は、国際連盟盟脱反対や日ソ不侵略条約締結論に見られるように、基本的には自主外交・対欧米強硬外交を要求するものではなかった。そうした態度は、蘆溝橋事件前までは継承されていたと考えられる。たとえば、昭和十一年の総選挙に際しては、従来の「日露間の平和的解決」、「日支間の平和的解決」という社大党の主張について、当時は戦争熱が高かったため一般の支持を受けなかったが、「其後の日本の大勢は、我等の主張を是認し、之を国是とするに至ったのであります。即ち広田外相の協和外交を国民大衆が支持するに至ったことは之が何よりの証拠であります。」と述べて、広田外交との親和性をも主張している。¹²⁾

こうした立場の特徴は、昭和十一年一月に発表された「日独防共協定反対声明書」を見ると、一層あきらかである。すなわち、

世界は組織的な協定主義による国際経済協調に入るべきであり〔中略〕極東平和の達成は防共の名によってドイツと協同し、国際的国民戦線を結成することに非ずして、寧ろ日蘇、日英、日独、日支に対して、汎世界的且つ同時併行的な極東に於ける集団平和機構を確立することにあらねばならない。¹³⁾

以上の経過から明かなことは、社大党の対外政策は日中戦争を契機に初めて「革新派」的なものに転換したということである。戦争を契機とする対外政策の転換が世界観的なものであったことは、麻生久の次のような発言に典型的に示されている。

〔日支事変は〕如何なる意義を有する戦争であるか。

第一、欧米の資本主義から東洋民族を解放せんとする文化的意義を有する戦争である。

第二、日本民族発展のための民族的意義を有する戦争である。

第三、国体の本義に基く日本内部の資本主義制度を改革して全体主義の制度を建設するための国家革新的意義を有する戦争である。⁽¹⁴⁾

ここに至つて、日中戦争を「聖戦」とする近衛声明の論理と同一の論理が明確に示されている。注目に値するのは、こうした見解が蘆溝橋事件直後において、すでに社大党内部から公にされていることである。

角田藤三郎は次のように述べている。

今次の事変が一とたび戦争にまで発展するならば、恐らくそれは日支戦争ではなく、日・英米戦争にまで発展する危険性の潜在してゐることは見逃せないのである。「中略」一とたび「公然たる戦争」の状態が惹き起されたならば、戦争はおのづから長期的戦争の性質を帯びて展開されることを覚悟しなければならぬ。「中略」それは単なる統一途上にある蒋介石政権の軍隊との闘争ではなく、その背後に潜む英米資本主義と日本の勤労階級との決死的闘争に転化するは必然である。「中略」なぜ、吾々が「軍備の充実」を要求するのか？それは小数の地主・資本家階級によつて破壊されつゝある日本文化を護るといふ唯一の階級的責務の担当者であるといふばかりでなく、極東に寄生することによつて発達してゐる英米資本主義の桎梏から極東十億に余る莫大な被圧民族を解放し、資本主義より社会主義への転化と社会主義の建設を指導する世界的使命を日本の勤労階級が帯びてゐるからである。⁽¹⁵⁾

この角田の発言は、比較的早い段階で日中戦争に「世界的」意義づけを行ったものと言える。いったい彼らはなぜ日中戦争の衝撃を、一挙に世界観的にイデオロギー化しようとしたのだろうか。そのことを考える上で興味深いのは、ある座談会における社大党幹部の次の発言である。

今の政治を見る場合には観点を變へなければならぬのだ。公式主義者諸君が考へてゐるやうには政治は簡単なものではない。(中略)民族問題と社会問題が一緒になつて、どういふ方面から論じても国防問題、国民生活安定の問題に集中されて来るんだ。そこまで資本主義の危機が切迫してゐる訳だ。さういふやうな情勢になるとどういふやうな立場であらうとどういふやうな政党であらうと、問題を論ずる場合に幅が非常に狭くなつてゐる。(中略)だからこの事を言ひ換へれば国策が流行してゐる、何もかも国策だ。¹⁶⁾

ここでは、民族問題と社会問題の同位性が語られてゐる。それは言い換えると「国防問題」と「国民生活安定の問題」の同位性である。ここに社大党の立場からする戦争の受容のあり方が、核心的な形をとつてゐる。ここで注目すべきは、言うまでもなく「どういふ方面から論じても国防問題、国民生活安定の問題に集中されて来る」、「どういふやうな立場であらうとどういふやうな政党であらうと、問題を論ずる場合に幅が非常に狭くなつてゐる」というとらえ方である。それは二つの事を意味する。第一に、政府と社大党の政策の至近化の可能性であり、第二に、論じられる「国防問題」、「国民生活安定の問題」は、もはや誰にも反対できない文脈を構成する、「正義」としてイデオロギー化された政策となるであらう事である。こうして、戦争は社大党にとつても、外交と内政を貫くものとなるのである。

三、革新と戦争イデオロギーとしての政策

社大党がまがりなりにも量的發展を実現する前の段階で、麻生久は次のような興味深い見解を述べてゐる。

日本では事実上資本主義を合法的に改造して行く無産階級運動が合法的に進む道は塞されてゐて、それが自主的に独自の力で資本主義の打倒、或は社会主義の建設と云ふやうなことをやつて行く力と云ふものは伸び得ないが、然しそれに拘らず最近に於てはその半面に於いて、資本主義自体は非常に急激な速度で崩壊に導かれて行きつゝ

あると云ふ、この一つのギャップを私は深く感じておつた。「中略」兎に角、資本主義の本体的政治権力と云ふものが茲に崩壊の一步を辿つて、何処かに行きつかなければ止まない一つの勢いと云ふものが今日は生じて来てまだ行くべき処に行きつかず、その過程にある。¹⁷⁾

ここには、無産運動の主体的力量あるいは大衆の立ち上りへの懷疑と、にもかかわらず資本主義およびその政治権力が急速に崩壊するであろうというイメージが継ぎ合わされた、彼らに独特の論理が見える。そして戦争が麻生に「行きつくべき処」を明示したのである。日中戦争の勃発は彼の「ギャップ」を解消するブレイクスルーとなつたのである。麻生は、「戦争の遂行の勝利のためには戦争そのものが必然的に資本主義制度の改革と全体主義的建前の建設とを要求し来るのであつて、此戦争そのものゝ要求に答へ得なければ勝利を獲得する事は不可能事である。」¹⁸⁾と述べているが、まさに「戦争そのもの」が問題となるのである。それは第一に戦時体制と革新政策の同義性として、第二に「社会の興隆」(田所輝明)と国家の浸透の同義性として現れる。その点を以下に検討しよう。

社大党は、第七三議会において国民健康保険法、恩給金庫法をはじめ、庶民金庫法、社会事業法、商店法、職業紹介国营等々の「国民生活安定のための社会立法」が多数成立したことを評価し、「時局の圧力にも扶けられてゐるが、国民生活安定が平戦両時を通ずる基本国策たるべきことが漸次一般に認識せられて来た結果である。」との認識を示している。¹⁹⁾ 実際のところ、社大党が従来から主張していた「革新政策」は、第一次近衛内閣において最も具体化された。もともと社大党は「我党戦時政策の三原則」として、「戦時体制の堅実化―厚生的政策の尊重―」、「国民経済の計画化―日滿北支を一体として―」、「挙国一致の積極化―内外を通ずる革新への国民協力―」を掲げており、²⁰⁾ 社会保険制度の確立は戦時社会政策の筆頭に掲げられていた。

しかし社大党が従来から主張してきた「革新政策」の中で、実現された最大のものゝは電力国家管理法であろう。すでに社大党は広田内閣期に電力国家管理法が上程されたさい、「産業上に於ける革新政策の試金石」であり、「通

信省案として伝へらるゝ發送電民有国营案の程度でもそれが実現することは資本主義及び既成政党的著しき後退を意味するとして、⁽²¹⁾ 通信省案支持の立場を表明していた。近衛内閣のもとで実際に成立した日本發送電株式会社法については、「強制的現物出資とも言ふべき国家管理化の手續きに関する規定」を重視し、この点は「今回の国家管理政策を通ずる最大の革新的要素とされ、我党がこれを支持した重要理由の一もこゝに在る。つまりこれによつて、公債若くは現金を要せずして重要産業を国营若くは国家管理に移す道が開け、しかもそれは我国独特の所有権の概念に反しないといふ理論が国法の上に確立したのである。」と、きわめて高い評価を与えている。⁽²²⁾ また、それほどドラステックな立法措置を伴わなくても、たとえば「私益企業を尊重してゆく立場をとる賀屋、吉野式『統制経済』」に対しても、「本質的に『公益』と反発する性質をもつ営利企業を保護しながら、出来るだけこれを現下の国策に合致させてゆかうとするのだから、その方法、手續きは煩瑣に廻りくどくならざるを得ない」が、「しかしこれらの法律も、国营若くは国家管理に至る一つの段階、一つの試練としてみれば必ずしも無意義ではなからうし、何もしないよりは遙かにましであらう。」との評価を与えているのである。⁽²³⁾

電力国家管理法案と社会保険は、政治における計画・統制という方向と、国民生活の末端への国家の浸透という、「革新」政策の二つの側面を示している。しかしいづれにしても、国内改革の実現という観点からは、戦時体制の相当長期間の継続＝戦時の平時化としてあらわれる。すなわち、社大党の主張する革新政策は、戦時政策であるが故に実現性を持つものであるが、しかしそれは言うまでもなく平時においても実現されるべきものである。社大党は「戦時戦後を通ずる社会政策の実現が刻下の急務」であるとしているが、⁽²⁴⁾ これはすなわち戦時の平時化である。そのことは同時に、「この戦争状態を相当長く続くものと見、国内の緊張状態も漸次強化するものと見ることに」つながっている。⁽²⁵⁾ これは、単なる戦局の見通しを超えて、世界観的なレベルの問題であつたと思われる。そのことは、次の発言によく表れている。

組合会議の一部の党に対する不満は時局認識が欠けてゐる結果である。此等の人達は第二インターの型から抜けることが出来ず、戦争が終れば社会運動は再び盛んな時代が来ると信じてゐるのだ。「中略」我々としては戦争が終つても大陸政策の遂行には二十年や三十年はかかり、全体主義的傾向は益々強化されて行き、従来の如く社会運動、労働運動の華かな時代は絶対に再来せずと考へてゐる。²⁶

ここに見られるのは、「時局認識」の問題を超えて、戦争の長期化そのものを一つの歴史的発展段階としてとらえる見解である。それは一面では、さきに検討したような対外政策上の意味づけにおいて発展段階的であると同時に、国内政策の面からは、戦時体制が社会政策を中心とする「革新政策」を要求する点において、一時的なものとしての「戦時」を超えたものとなるのである。

ところで、さきに社大党の主張する戦時革新政策としての社会政策について、それが国民生活の末端への国家の浸透を意味すると述べた。この問題についてもう少し検討してみよう。このような観点は、日中戦争以前の段階ですでに明確な主張となつて表現されている。たとえば、社大党は昭和一〇年の府県会議員選挙において、社会的交付金制の確立、大衆課税たる地方独立税の撤廃、府県経済会議の提唱を地方政策における「三大政策」として掲げ、それによつて「官僚機関化する自治制に根本的斧鉞を加へんとするものである」と唱へているが、そのうち社会的交付金については、「『社会的交付金制』によつて教育・土木・衛生・警察並に社会的諸施設の国家による社会政策の徹底を期すると述べている。²⁷

この社会的交付金制とは、教育費・土木・衛生・警察費・産業費・社会政策費は国家の行政費であるから、国庫支出が当然であるとの主張に基づいている。すなわち、「今日の社会的組織の欠陥から生ずるこれらの対策、社会的諸施設は、当然に国家がその責任において負担すべきものである。」²⁸というわけである。あるいはまた、昭和一〇年度予算に對して、「税制の根本的改革を伴ふ所謂『財政インフレーション』方針こそ、今日に於て残されたる唯一の財政政策

であつて、また我党の年来主張せる『大衆インフレーション』と相一致するものと信ずる」との主張を行っているが、そこにおいては、「今日の世界の財政政策の根本的方向は、税制の根本的改革、公債の低利借替に依つて国家が支払者として大衆の台所に表はれることである」という見解が展開されている。²⁹⁾

大衆インフレ↓国家が大衆の台所に現れる、という表現の中に、国民生活の末端への国家の浸透が、まさに社大党によつて要求されていることが明かである。この問題を考える上で、次のような発言は非常に興味深い。

農相〔有馬頼寧〕の云ふ様な直接人を対象とする政治を實際に行ふ事になつたとすれば、例へば何よりも先づ国家は国民の生活を保証しなければならぬと云ふ事にならう。換言すれば、人がその生産した商品の運命―商品がどれ丈の価格でどんなに売られるかどうか―によつて自分の生活を左右される等と云ふ様な事態は無くなり、只働いて居る国民であると云ふ事によつて生活の安定が保証される事にならなければならぬ。³⁰⁾

ここでは、ただ働いている国民であるということだけで国民の生活を保障するのは国家である。逆に言えば、国家は国民生活の末端に浸透し、国民大衆をケアする国家であることによつて、正当化される。このような国家の位置づけは、そのまま大衆運動の不能動性と見合つている。そのことは、何よりも社大党自身において自覚されているのである。たとえば、「簇生せる各種現状維持勢力の国策案に対抗して、革新日本の向ふべき道を国民大衆に指示し得たのであるが、只政策を実行に移すべき大衆行動は極めて薄力であつた」というふう³¹⁾に。

むしろ「時代の与党」「革新国家の与党」とはこうした事態の裏返し³²⁾の表現とも考えられる。大衆運動の不能動性の前に、社大党は「時代」や「国家」の与党としてのみ、政策を実現させる政治力の根柢を持ち得るのである。このことは、我々がこの時期の「革新政策」を位置づけるさいに示唆を与えるであろう。ここで重要なのは、「革新政策」の正当化の論理である。それは大衆との関わりで正当化され、同時に国家との関わりで正当化される。政策は、国家的であることと同時に大衆的であることによつて、誰にも反対できないもの―正義となるのである。そこでは、国民大

衆の生活の末端にまで浸透し、国民大衆の生活をケアするのが国家であることによつて、国家的であることと大衆的であることが同位性をもっている。そうした結合のモメントとなつてゐるのが、言うまでもなく戦争である。ここにおいて「革新」と「戦争」は同義化され、「革新政策」は正義としての政策としてイデオロギー化される。利益の体系ではなく正義の体系としての政策という觀念が成立するのである。⁽³²⁾

ところで、見方を変えてみれば、社大党が自画自賛するような革新政策が成立し得たのは、当時の衆議院において議席の多数ということが必ずしも第一義的ではないという状況が成立していたことを意味する。つまり、革新政策が立法的に成立しているということは、既成政党がそれらに全面的に反対できないような状況が成立していたことになる。このことを、たとえば門屋博は次のように表現している。

現在最も痛切な政治的要求を持つてゐるものは軍部であり、かゝる要求を持つてゐないのは政党である。(中略) 政党は軍部のかゝる要求に対して明らかに反対的立場をとつてゐる。然し、最後まで反対し切れないのである。

最後まで反対し切るだけの痛切な要求を持つてゐないからである。(中略)若し軍部の政治的要求に対立する条件があるとなれば、それは国民大衆の生活窮乏の問題であらう。⁽³³⁾

このような観点からするならば、社大党こそはまさに軍部の政治的要求に対立するかもしれない「国民大衆の生活窮乏の問題」をも提起し得る、軍部と国民的要求を媒介し得る存在であることになる。しかもなおかつ、革新政策の実現に際して、衆議院に多数を占める既成政党が「最後まで反対し切れない」状況の中で、すなわち社大党にとって自己の独自の存在意義を強調し得る条件を備えている中で、なぜ冒頭に触れたような「己を空ふする」ような戦略が提起されるのだろうか。次にその問題を、やや異なる角度から検討してみたい。

四、大衆組織

周知のように、社大党は昭和一三年の大会で「国民の党」論を採用した。これは直ちに一国一党的な新党待望に結び付くものである。

実のところ、以上の検討の中に、一国一党―「国民の党」への道は半ば以上示されている。なぜなら政策的選択の幅は狭く、社大党は「時代の与党」「革新国家の与党」としてのみ政治的存在意義を持つものであるからである。しかしながら、そうした戦略を組織として担うべき党組織そのものは、この時期、奇妙な展開を見せる。昭和一一―一二年の党勢拡張の実体をなしていた左派的部分の離脱と東方会加入である。

本節では、これらの組織問題について簡単に検討するとともに、それらの動向と新党問題への社大党の対応を関わらせて意味づけてみたい。

すでに冒頭に引いた昭和一三年六月一二日の社大党代議士会の声明について、『社会大衆新聞』は次のように説明している。

時代は、革新政党に対し、それが一部国民の組織を対象とするにあらずして全国民の組織化を目標とす可きことを要求してゐる。⁽³⁾

この段階で、明確に「全国民の組織化」が打ち出されていることは、やはり注目に価する。こうした社大党の動向は、言うまでもなく亀井、麻生による近衛新党工作を前提にしている。いま社大党の新政運動そのものについては、事実の面で新たに提示し得るものはない。ここでは、あくまでもこれまでの検討を踏まえた思想史的分析にとどめた⁽⁴⁾。

前提として見ることはできるのは、すでに昭和一三年初頭から、一国一党論が展開されはじめたことである。『社会

大衆新聞」は一月の段階から一国一党論に論及することが多くなるが、これはいうまでもなく、前年一二月の一条実孝・頭山満・山本英輔による「全国民に告ぐ」を受けたものである。社大党のこの反応は、きわめて早い段階での積極的な反応といえるだろう。それはたとえば次のようなものであった。

最近我国の革新的気運の中に政治的に一つの新しい動向が生れつゝある。即ち強力政権の樹立の要望と之れが確立の基本的条件たる一国一党運動の高揚である。政治的統一と一国一党は正に時代の特徴的動向である。³⁵
あるいは、
一国一党は時代の一つの傾向であつて、之れがいゝとか、いけないとか好きとか嫌ひとかいふことゝは別ではあ

る。(中略)この国家革新の目標の下に動向を同じうするものが強力政党を結成し、あらゆる障害を突破して行くところに一国一党の意義がある。³⁶

この一国一党論の扱いの中に、すでに「己を空ふして」新党を待望する「戦略」(?)の萌芽は表れているといつてよい。「革新的気運」のなかでの「時代の特徴的動向」であり、「時代の一つの傾向」である限り、「時代の与党」である社大党にとって、それは不可避的な選択肢であつたとも言える。したがつて、亀井・麻生らの新党工作がほぼ絶望的になつた段階でも、基本的な構想は「国民の党」論として継承されることになるのである。たとえばそれは、次のように語られる。

我党の最近迄の組織方針は「我党は国内に於ける唯一の革新的政治勢力であつて我党の直接的発展によつてのみ日本の革新が行はれる」と為し来たつたのであつて、それは「強力的戦線統一論」であり「拡大強化論」であつた。この中には「門戸開放」の独善的発展強化論が内包せられてゐたのである。然し我党は今や昨年度大会に決定せる新方針の下に従来の組織方針を發展せしめ、全国民の組織化を目標とする挙国的革新政党結成の爲めに積極的前進を開始せねばならない。³⁷

「唯一の革新的政治勢力」であるとの自己規定を放棄し、「挙国的革新政党結成」をうたったこの方針のもとで、周知のように昭和一四年初頭の東方会との合同問題が浮上するのであるが、こうした社大党の動向を見る上で、昭和一年〜一二年の組織的拡大について触れておく必要があるだろう。何故なら、小稿がはじめに問題とした社大党の自己解体化が、昭和一一〜一二年の量的拡大を前提に生じたことについては、説明を要するだろうから。

結論から言えば、この時期の社大党の組織的拡大は、組織としての求心性を伴っていない。そしてその事は、当然ながら社大党の政治戦略にも影響を及ぼしている。社大党の勢力拡大は、言うまでもなく第一に総選挙を通じての衆議院への進出、そして第二に地方支部レベルにおける組織的基盤の拡大として表れた。前者の評価が高ければ、そこから議会主義（勤労議会政治）の問題が前面に出るし、後者については、大衆組織の拡大という問題に結び付いている。この二点について、以下に検討しておきたい。

まず第一に、昭和一一、一二年総選挙における進出を受けて、当然のように議会主義への部分的傾斜が生まれた。たとえば、第六九議会召集を前にしての社大党代議士会の声明書は、大衆政策と重要産業国営化を列挙した「中心政綱」の筆頭に、「勤労議会主義の建設」を掲げている。³⁸ また社大党は、広田内閣期に、政治機構改革に関するいわゆる軍部案の発表に対して、「実質的に議会政治の否認」であるとして、即日書記局より反対声明書を発表している。³⁹

こうした議会主義の主張は、結果的には部分的なものでしかなかったが、再度の選挙による議会への更なる進出という戦術は、選択肢の一つとしてあり得るものであったし、事実そのような主張も存在したのである。たとえば西尾末広は次のように述べたとされる。

我等が今軍部方面に相当密接に接近し又政府に対しても同様或程度の妥協を為し一応使になるとの信用を得しめ
たが為漸く吾党をして政府与党の様な現在に至らしめ得た訳で、現在の社会情勢よりするも又党の目的完成の為
にも今は自重し来るべき日を待つ為に潜勢力を涵養実力を作るにある。（中略）折角斯様にして社大党の信用を得

掛けた際だから自重して一般大衆の力を獲得し自重の儘で今二三回総選挙でもやり、議席も相当数獲得し社大党の中央に於ける勢力の増強を計り自信を得た時初めて急激に積極行動を採り連立内閣と云ふ様なものを作り、閣員を送り確固不拔の党是を実行に移す事となさねばならぬと思ふ。¹⁰⁾

これはそれなりに勤労議会主義の一つの徹底された主張と言えるだろう。しかしそうした見解は、もちろん党全体のものではなかった。ここで我々は、社大党の議会への進出は、組織論的には党の求心性を必ずしも高めていないことを確認できる。

次に、主として地方における組織基盤の拡大を検討しよう。但しここでは、個々の事例に具体的にふれることはできない。相当に個別のニュアンスを含んだ地方組織の実態については、別に検討したい。ここでは以上の検討との関係で、興味ある論点についてのみとりあげる。この場合、主たる関心の前提にあるのは、昭和一〇年頃からの左派系の吸収と、昭和一三年を中心とする全農を中心とする大衆組織の分裂である。

昭和一一〜一二年の社大党の地方支部を中心とする組織拡大はかなりのものがあつた。たとえば昭和一一年度の場合についてみると、次の通りである。

新支部結成三七（北海道一、宮城三、東京六、静岡六、愛知一、岐阜三、三重二、滋賀一、富山二、石川一、大

阪三、岡山二、福岡一、愛媛五）

再建支部九（東京一、茨城二、愛知一、大阪二、山口二、福岡一）

再組織支部六（北海道一―組織中、広島三、大分二）

支部準備会の結成六（岩手一、和歌山二、岡山一、宮崎一、鹿児島一）

支持団体 昭和一一年一二月末で一七団体（新支持八）¹¹⁾

注目すべき事は、これらの支部拡大のかなりのものが、従来社大党に批判的であつた左派系もしくは中立系の分子

の社大党入党によるものと思われる点である。その前提には、もちろん昭和一年に展開されたいわゆる戦線統一をめぐる労農無産協議会との関係があった。旧全農全会派の兵庫県リーダーであった長尾有の次のような見解は、その間の事情を示すものとして興味深い。すなわち、

少く共現在の情勢からみて新党が樹立されたにしても社大党と五十歩百歩のものに過ぎないだらう。そうした政党を必要とする地方又は必要とする人々は、むしろ社大党に積極的に入ることが正しいと思ふ。⁴²

『労働雑誌』は、「注目すべきことは、率先して社大党へ参加し始めたのは農民だといふことだ。」「最近農村を實際に見て来た人が口を揃へていふことは農民の間に政治闘争、政党への熾烈な要求があると言ふことだった。」と述べているが、⁴³ これらをあわせると、この時期の社大党の組織拡大の実体のある部分は、全農左派系の大衆組織が占めていた（それら組織と指導者の相当部分は昭和一三年はじめの分裂で東方会系となる）ことが示される。

さらに興味深いのは、昭和一年の総選挙で当選した大阪の塚本重蔵がインタビューの中で、一方で大阪地方労農無産団体協議会の戦線統一運動を「あれは大変うまくゆきました」と評価しつつ、他方では「陸軍パンフレット」問題について、「パンフレットのやり方、方法には賛成しませんが趣旨はいゝものだと思います。」と述べていることである。⁴⁴ このことは、昭和一一―一二年の労農無産協議会がらみの社大党の組織拡大が、かなり多様な内実をもっていたことを示していると言えよう。すでに地方的には、左右を問わず非既成政党系の党派との共闘が成立していたところもあった。⁴⁵

しかも、こうして社大党に参加した左派系の活動家の中には、かなり忠実に社大党员としての活動を行ったものもあったのである。⁴⁶ しかしここで問題とすべきは、こうした、左派系、中立系の大衆組織をとりこんだ組織拡大が、社大党にどのような方向性も与えることがなかったということである。昭和一一―一二年に抱え込んだ、主として左派系の部分（それらは旧全農を中心に大衆組織をもっている）は、社大党が新党運動に邁進する前段階で党を離脱して

おり、なおかつそれら旧左派系の多くは東方会に入っているのである。このようにして、地方組織の拡大もまた、社大党に党派としての求心性を与えてはいない。このようにして、社大党の組織拡大の実体をなした議会進出と地方支部の拡大（大衆組織）は、いずれも社大党の進路に方向性を与えなかったことになるのである。

おわりに

門屋博は昭和一二年の総選挙をめぐって次のように発言している。

例へば現在最もファツシヨ的政党と見做される東方会が進出した選挙区を見るに、長崎県第一区、愛知県第五区、岐阜県第三区、青森県第二区、山形県第一区、山口県第一区、岩崎^{イワサキ}県等何れも社大党の対立候補が存在しなかつたか或ひは非常に弱かつた地方である。「中略」社大党を進出せしめたのと同じ社会的条件がファツシヨ的政党を成長せしめてゐることを見落としてはならない。⁴⁷⁾

すなわちここで言われているのは、社大党と東方会のある同一性についてである。社大党と東方会の関係で言えば、対外政策における社大党の転換は、同一性の仕上げを意味するだろう。このような同一性の観点からするならば、社大党へ行くのも東方会へ行くのも実は同じである。しかしそのことと、組織としての求心性を維持できないこととは、整合しない。むしろここでは、同一性と分散性は表裏のものと考えるべきかもしれない。こうして社大党は、「時代の与党」という意識の中で、大衆組織としての求心性を拡散させつつ、新党工作に唯一の権力接近の戦略を求めてゆくのである。

昭和一三年の分裂を考えると、一二年の政策転換は求心的には作用していないことになる。だが他方で、分裂した部分のほとんどが東方会に入ったことを考えると、分裂は政策的対抗を意味しないという奇妙な実態が表れて来る。

実はここにみられる同一性と非求心性の表裏の関係は、この時期の「革新」諸党派の性格を考える上で基本的な問題を含んでいると言えよう。

政策・理念の本質的な同一性の根拠は、政策が国家的であると同時に大衆的であることによって、誰にも反対はできないもの〓正義として正当化されるという、国家—大衆—正義の連環にある。しかしこのような政治理念の構造は、それが、誰にも反対できないもの〓正義という図式を「国家」を介して獲得した時、逆に権力への求心性を喪失するとも言えるのである。

註

- (1) 『社会大衆新聞』第一一四号（昭和十三年六月一八日）。
- (2) 「新内閣に対する無産大衆の要求に関する声明書」〔昭和九年七月九日、『浅沼稻次郎関係文書』△以下『浅沼文書』と略▽〕。〔内は引用者（以下同様）〕。
- (3) 「声明書」〔昭和十一年三月九日、『浅沼文書』〕。
- (4) 『昭和拾年度社会大衆党報告書』〔昭和十一年一月、二四頁〕。
- (5) 『社会大衆新聞』第九二号（昭和十二年六月一五日）。
- (6) 『社会大衆新聞』第九三号（昭和十二年六月二八日）。
- (7) 「第六回全国大会議案」〔昭和十二年度闘争報告書』△昭和十二年一月▽所収〕、七頁。
- (8) 『昭和十二年度闘争報告書』、二七頁。
- (9) 麻生久「現代戦争の意義」〔昭和十三年八月、社会大衆党出版部、二九頁〕。
- (10) たとえば『社会大衆新聞』第一〇七号（昭和十三年二月一八日）も「我党は今や唯一の時代の与党として我国の発展を双肩に担へる重大責務を痛感しなければならぬ」と述べている。そこではまた、「最近我国の革新的気運の中に政治的に一つの新しい動向が生れつゝある。即ち強力政権の樹立の要望と之れが確立の基本的条件たる一国一党運動の高揚である。政治的統一と一国一党は正に時代の特徴的動向であるが」とも述べられており、「時代の与党」という自己規定がそれ自体、一国一党論の脈絡と関わっていることを示しており、興味深い。

- (11) 「第六回全国大会議案」(『昭和十二年度闘争報告書』所収)、八〇九頁。
- (12) 「演説草案・最近の社会情勢と社会大衆党」(昭和十二年二月二十八日)、『林虎雄関係文書』(以下『林文書』と略)。
- (13) 「社会大衆党最近の情勢に関する調査」(『思想月報』三三、昭和十二年三月)、一五一〜一五二頁
- (14) 前掲『現代戦争の意義』、一九頁。
- (15) 角田藤三郎「資本主義財政か社会主義財政か」(『新評論』昭和十二年八月号)。
- (16) 座談会「戦時体制下の日本を見る」(昭和十二年七月十五日開催)、『新評論』昭和十二年八月号)。なお出席者は浅野晃、蒲池篤、菊川忠雄、喜入虎太郎、木元幹三、角田藤三郎、大間知篤三、門屋博である。
- (17) 麻生久「最近の社会情勢と無産政党運動に就て」(『講演』二八〇、昭和十一年二月、講演そのものは一月三二日)。
- (18) 前掲『現代戦争の意義』、二七頁。
- (19) 社会大衆党「戦時重要立法解説」(昭和十三年四月、社会大衆党出版部)、四七頁。
- (20) 「戦時革新政策要綱」(『昭和十二年度闘争報告書』所収)。
- (21) 「指令第七号・電力国営問題と我党の態度」(昭和十一年九月一日、『浅沼文書』)。
- (22) 前掲『戦時重要立法解説』、三九頁。
- (23) 同右、八八頁。
- (24) 「第六回全国大会議案」(『昭和十二年度闘争報告書』所収)、一七頁。
- (25) 「昭和十二年度闘争報告書」一六頁。
- (26) 「社会大衆党最近の情勢に関する調査」(『思想月報』五四、昭和十三年二月)、九頁。
- (27) 「府県会選挙政策大綱」(昭和十一年、『浅沼文書』)。
- (28) 「無産階級の新地方政策」(昭和十一年八月、社会大衆党出版部)、二二三〜二四頁。
- (29) 「昭和十年度予算案に対する態度決定の件」(『林文書』)。
- (30) 河野道彦「有馬農政の性格」(『新評論』昭和十二年一月号)。
- (31) 「社会大衆党最近の情勢に関する調査」(『思想月報』三三、昭和十二年三月)、一六六頁。
- (32) ちなみに社大党は、昭和十二年の選挙スローガンに「政民連合か社会大衆党か」を掲げている(『普選第五次総選挙闘争報告書』)。昭和十二年、社会大衆党出版部(一三頁)。これは政策体系のレベルで言い替えば、正義の体系か利益の体系かということになるだろう。しかし実のところ、大衆にとって利益の体系と正義の体系は表裏の存在なのである。

- (33) 門屋博「第七十議会の厩大予算」(『国民思想』昭和十二年二月号)。
- (34) 「代議士会の時局声明について」(『社会大衆新聞』第一一五号、昭和十三年六月三〇日)。
- (35) 「社会大衆新聞」第一〇七号(昭和十三年二月一八日)。
- (36) 平野学「一国一党論は何処へ行く?」(『社会大衆新聞』第一〇五号、昭和十三年一月一八日)。
- (37) 「社会大衆党最近の情勢に関する調査」(『思想月報』五四、昭和十三年一月、二九頁)。
- (38) 「声明書」(昭和十二年五月一日、『浅沼文書』)。もともと「議會政治」はそれ自体は昭和十一年の選挙段階ですでに主張されている。たとえば、「ファッショ的空氣の退潮と共に、新らしくいま勃興し来たった氣運は、選挙肅正の國民運動に依つて裏づけられつゝある新議會政治建設の大勢であります。」というように(『演說草案 最近の社会情勢と社会大衆党』昭和十一年一月二八日、『林文書』)。
- (39) 「社会大衆党最近の情勢に関する調査」(『思想月報』三三、昭和十二年三月、一一七頁)。
- (40) 「社会大衆党最近の情勢に関する調査」(『思想月報』五四、昭和十三年一月、一一〜一二頁。なおこうした主張と関わつて、西尾は社大党の新党構想には懐疑的であつた。彼は次のように述べている。
- 「國民の力を総合して一つの力として当るといふことは望ましいが、然もそれが挙国一党でなくてはならぬと云ふ話とはよほど開きがある。或種の權力に依つて新党以外の存在を許さぬと云ふことは一つのクーデターである。只現在の憲法の解釈に依つて新党を作る情勢にあるのかどうか。」(同右、三七頁)。
- (41) 「社会大衆党最近の情勢に関する調査」(『思想月報』三三、昭和十二年三月、一〇九、一一一頁)。
- (42) 「新党問題を私はかう考へる」(『労働雑誌』昭和十一年四月号)。
- (43) 「労農政治戦線は現在どう動いてゐるか?」(『労働雑誌』昭和十一年八月)。
- (44) 「無党派新代議士訪問記」(『労働雑誌』昭和十一年四月)。
- (45) 早くは昭和一〇年頃から青森、群馬等の地方において、いわゆる産業組合党と社会大衆党との関係が風評されたし、また長野では羽生三七、林虎雄らと、小山亮、黒田新一郎らの国家主義系の地方党派が、県議會に於て共闘していた。
- (46) 拙稿「史料紹介・田辺納関係文書」(『九州文化史研究所紀要』三〇)参照。旧全農全会派系のリーダーで後に東方会入りする田辺納は、昭和十二年の総選挙で、右派系の西村栄一の選挙事務長をつとめている。
- (47) 門屋博「総選挙と國民」(『国民思想』昭和十二年六月号)。